

議案第 号

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例

宝塚市消防団条例（昭和44年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

基本団員には年額報酬を、機能別団員には日額報酬を、それぞれ支給する。

第13条に次の2項を加える。

4 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、出勤報酬を支給する。

5 前項の報酬の額は、別表第2の定めるところによる。

第14条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1中「32,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	単位	基本額		加算額
		4時間以内	4時間を超え 8時間以内	8時間を超える 1時間につき
災害への出勤	1回	4,000円	8,000円	1,000円
警戒、訓練等	1回	4,000円		—

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(服務規律)</p> <p>第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、市内に<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>消防団員には、報酬を支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>消防団員が水火災への出勤、警戒及び訓練等の職務に従事するときは、別表第2により費用を弁償する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、市内に<u>災害(水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>基本団員には年額報酬を、機能別団員には日額報酬を、それぞれ支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、出勤報酬を支給する。</u></p> <p>5 <u>前項の報酬の額は、別表第2の定めるところによる。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条</p> <p>(略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

区分	階級	支給単位	金額	摘要
基本団員				
	団員	年額	<u>32,000円</u>	

(改正案)

区分	階級	支給単位	金額	摘要
基本団員				
	団員	年額	<u>36,500円</u>	

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。